電気用品安全法の技術基準の解釈別表第十二に提案する規格の概要

担当小委員会	第 59/61/116 小委員会
事務局	一般社団法人　日本電機工業会

＜規格情報＞

規格番号（発行年）	JIS C 9335-2-98（2021）
対応国際規格番号（版）	IEC 60335-2-98（第 2.2 版）
規格タイトル	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-98 部：加湿器の個別要求事項
適用範囲に含まれる主な電気用品名	湿潤器、電気加湿機、超音波加湿機
廃止する基準及び有効期間	廃止する基準　J60335-2-98(H20) 有効期間　3 年間

＜審議中に問題となったこと＞

特になし

＜主な国際規格との差異の概要とその理由＞

現在の別表第十二に採用されている技術基準とは相違する主なデビエーション。

項目番号	概　要	理　由
7.6	IEC では水蒸気の温度が 60℃を超える場合の警告図記号として IEC 60417-5597 (2002-10)の記号を規定されているが, JIS では, JIS S0101 の 6.2.5 で規定される高温注意の図記号でも可とした。 IEC 60417-5597 (2002-10) JIS S 0101 の 6.2.5	日本では, 家電製品の高温部に対する警告図記号として JIS S0101 の 6.2.5 に規定する図記号が広く用いられているため。

＜主な改正点＞

主な改正点は，次のとおりである。 ① 水蒸気の温度が 60℃を超える場合，旧 JIS では，やけどに対する趣旨表示（注意文章）を表示しなければならない規定であったが，図記号の表示でもよいとした。

技術基準との整合確認書

＜技術基準省令への整合性＞

JIS C 9335-2-98：2021（家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-98 部：加湿器の個別要求事項）

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第 1 項	安全原則	電気用品は，通常の使用状態において，人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	箇条 4 22.101 22.102 22.103 22.104	4 一般要求事項（JIS C 9335-1（以下，第 1 部）の箇条 4 による。） 22.101 蒸気の出口は、容器内が過度の圧力となる可能性がある障害物に邪魔されない構造とする。 22.102 壁掛け用の機器は、信頼性ある固定手段をもつ 22.103 電極式機器は注ぎ口が開放のとき両電極が全極遮断となる（過電圧カテゴリ III 状態の下で）。 22.104 水道管につなげる機器は通常水圧に耐える	
第二条 第 2 項	安全原則	電気用品は，当該電気用品の安全性を確保するために，形状が正しく設計され，組立てが良好で，かつ，動作が円滑であるものとする。	■該当 □非該当	箇条 4 箇条 20 箇条 22 22.101 22.102 22.103 22.104	4 一般要求事項（第 1 部の箇条 4 による。） 20 安定性及び機械的危険（第 1 部の箇条 20 による。） 22 構造（第 1 部の箇条 22 による。） 22.101 蒸気の出口は、容器内が過度の圧力となる可能性がある障害物に邪魔されない構造とする。 22.102 壁掛け用の機器は、信頼性ある固定手段をもつ 22.103 電極式機器は注ぎ口が開放のとき両電極が全極遮断となる（過電圧カテゴリ III 状態の下で）。 22.104 水道管につなげる機器は通常水圧に耐える	
第三条 第 1 項	安全機能を有する設計等	電気用品は，前条の原則を踏まえ，危険な状態の発生を防止するとともに，発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	箇条 19 24.101 25.22	19 異常運転（第 1 部の箇条 19 による。） 24.101 温度過昇防止装置は自己復帰形としない。 25.22 マグネットプラグを用いてもよい。	

第三条 第2項	安全機能を有する設計等	電気用品は，前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは，当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について，当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	■該当 □非該当	箇条7 7.1 7.12	7　表示及び取扱説明（第1 部の箇条7による。） 7.1 水量レベル、高温蒸気による火傷注意 7.12 高温蒸気による火傷注意、充填や清掃中のプラグを抜くこと、水道管につなげる機器へは水圧 等	
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は，当該電気用品に通常想定される供用期間中，安全機能が維持される構造であるものとする。	■該当 □非該当	箇条19 箇条21 箇条24 箇条25 25.22 箇条28	19 異常運転（第1 部の箇条19 による。）（第1 部の19.11（電子回路の故障），19.12（ヒューズの特性）による。） 21 機械的強度（第1部の箇条21による。） 24　部品（第1 部の箇条24による。）（第1部の24.1.4（自動制御装置の耐久性）、24.1.8（温度ヒューズの規定）による。） 25 電源接続及び外部可とうコード（第1部の箇条25による）（第 1 部の 25.14 （電源コードの折り曲げ耐久）による。） 25.22 マグネットプラグを用いてもよい。 28 ねじ及び接続（第1 部の箇条28 による。）	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は，想定される使用者及び使用される場所を考慮し，人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され，及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	■該当 □非該当	箇条1 箇条6 6.1 箇条7	1 適用範囲（第1部の箇条1による。） 6　分類（第1部の箇条6（分類）による。） 6.1 据置形機器は、クラス0I、I、II、III のいずれかとする。定格 150V 以下で屋内用、露出金属部がない場合はクラス0を許容、電極式機器は、クラスI、II、III のいずれか。それ以外の機器では定格 150V 以下で屋内用、露出金属部がない場合はクラス0を許容。 7　表示、及び取扱説明又は据付説明（第 1 部の箇条	

				7.1 7.12	7 による。） 7.1 水量レベル、高温蒸気による火傷注意 7.12 高温蒸気による火傷注意、充填や清掃中のプラグを抜くこと、水道管につなげる機器へは水圧 等	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には，当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性，絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	■該当 □非該当	箇条24 箇条25 箇条29 箇条30	24 部品（第1 部の箇条24 による。） 25 電源接続及び外部可とうコード（第1部の箇条25 による。） 29 空間距離，沿面距離及び固体絶縁（第 1 部の箇条29 による。） 30 耐熱性及び耐火性（第1 部の箇条30 による。）（第1 部の30.1 耐熱性による。）	
第七条 第1項	感電に対する保護	電気用品には，使用場所の状況及び電圧に応じ，感電のおそれがないように，次に掲げる措置が講じられるものとする。 一　危険な充電部への人の接触を防ぐとともに，必要に応じて，接近に対しても適切に保護すること。	■該当 □非該当	箇条8 箇条13 箇条15 箇条16 箇条22 22.103 22.104 箇条23 箇条27	箇条8 充電部への接近に対する保護（第1 部の箇条8 による。） 13 動作温度での漏えい電流及び耐電圧（第 1 部の箇条13 による。）（第1部の13.3 の耐電圧） 15　対湿性等（第1 部の箇条15 による。） 16 漏えい電流及び耐電圧（第1 部の箇条16 による。）（第1部の16.3 の耐湿後の耐電圧） 22 構造（第1部の箇条22 による。）（第1部の22.5 のコンデンサの残留電荷による感電危険の防止） 22.103 電極式機器は注ぎ口が開放のとき両電極が全極遮断となる（過電圧カテゴリ III 状態の下で）。 22.104 水道管につなげる機器は通常水圧に耐える 23 内部配線（第1部の箇条23 による。） 27 接地接続の手段（第1部の箇条27 による。）	

第七条 第2項	感電に対する保護	二　接触電流は，人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	■該当 □非該当	箇条13 箇条16	13 動作温度での漏えい電流及び耐電圧（第 1 部の箇条13による。）（第1部の13.2の動作温度での漏えい電流） 16 漏えい電流及び耐電圧（第1部の箇条16による。）（第1部の16.2の耐湿後の漏えい電流）	
第八条	絶縁性能の保持	電気用品は，通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し，かつ，使用場所の状況に応じ，絶縁性能が保たれるものとする。	■該当 □非該当	箇条11 箇条14 箇条15 箇条21 箇条22 22.103 22.104 箇条26 箇条29	11 温度上昇（第1 部の箇条11 による。） 14 過渡過電圧（第1 部の箇条14 による。） 15 対湿性等（第1 部の箇条15による。） 21 機械的強度（第1部の箇条21による。） 22 構造（第1部の箇条22による。） 22.103 電極式機器は注ぎ口が開放のとき両電極が全極遮断となる（過電圧カテゴリ III 状態の下で）。 22.104 水道管につなげる機器は通常水圧に耐える 26 外部導体用端子（第1 部の箇条26 による。） 29 空間距離，沿面距離及び固体絶縁（第 1 部の箇条29 による。）	
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には，発火によって人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないように，発火する温度に達しない構造の採用，難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条11 箇条17 箇条19 箇条30	11 温度上昇（第1 部の箇条11 による。） 17 変圧器及びその関連回路の過負荷保護（第 1 部の箇条17 による。） 19　異常運転（第1 部の箇条19 による。） 30　耐熱性及び耐火性（第1部の箇条30による。）（第1 部の30.2 耐火性による。）	
第十条	火傷の防止	電気用品には，通常の使用状態において，人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと，発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計	■該当 □非該当	箇条11 箇条22 22.101	11 温度上昇（第1 部の箇条11 による。） 22 構造（第1部の箇条22による。） 22.101 蒸気の出口は、容器内が過度の圧力となる可能	

		その他の措置が講じられるものとする。		22.102	性がある障害物に邪魔されない構造とする。 22.102 壁掛け用の機器は、信頼性ある固定手段をもつ	
第十一条 第1項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には，それ自体が有する不安定性による転倒，可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないように，適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条20 22.102	20　安定性及び機械的危険（第1部の箇条20による。） 22.102 壁掛け用の機器は、信頼性ある固定手段をもつ	
第十一条 第2項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には，通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないように，必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条21 箇条22 22.101 22.102 22.104 25.22	21　機械的強度（第1 部の箇条21による。） 22 構造（第1部の箇条22による。） 22.101 蒸気の出口は、容器内が過度の圧力となる可能性がある障害物に邪魔されない構造とする。 22.102 壁掛け用の機器は、信頼性ある固定手段をもつ 22.104 水道管につなげる機器は通常水圧に耐える 25.22 マグネットプラグを用いてもよい。	
第十二条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は，当該電気用品に含まれる化学物質が流出し，又は溶出することにより，人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	箇条19 箇条22 箇条31 箇条32	19 異常運転（第1 部の箇条19 による。）（第1 部の19.13 異常試験の判定による。） 22 構造（第1 部の箇条22 による。）（第1部の22.22 アスベスト使用の禁止、22.23 ポリ塩化ビフェニル（PCB）を含んだ油の使用禁止、22.41 ランプを除き，水銀を含む部品の禁止） 31 耐腐食性（第1 部の箇条31 による。） 32 放射線，毒性その他これに類する危険性（第1 部の箇条32 による。）	
第十三条	電気用品から発せられる電	電気用品は，人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が，外部に発生しないように措置されているものとす	■該当 □非該当	箇条32	32 放射線，毒性その他これに類する危険性（第1 部の箇条32 による。）	

	磁波による危害の防止	る。				
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は，当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても，人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され，及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	■該当 □非該当	箇条19 箇条22 箇条30	19 異常運転（第1 部の箇条19 による。） 22 構造（第1 部の箇条22 による。）（第1 部の22.49～22.51 遠隔操作に対する規定 による。） 30 耐熱性及び耐火性（第1 部の箇条30 による。）（第1 部の30.2.3 人の注意が行き届かない状態で動作する機器の耐火性試験）	
第十五条第1項	始動，再始動及び停止による危害の防止	電気用品は，不意な始動によって人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	箇条19	19 異常運転（第1 部の箇条19 による。）	
第十五条第2項	始動，再始動及び停止による危害の防止	電気用品は，動作が中断し，又は停止したときは，再始動によって人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	箇条20 箇条22 24.101	20 安定性及び機械的危険（第1 部の箇条20 による。）（第1 部の20.2 機器的危険による。） 22 構造（第1 部の箇条22 による。）（第1 部の22.10 非自己復帰形制御装置に関する規定による。） 24.101 温度過昇防止装置は自己復帰形としない。	
第十五条第3項	始動，再始動及び停止による危害の防止	電気用品は，不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	□該当 ■非該当	―	―	急停止が危険にならない機器
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は，当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し，異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに，安全装置が作動するまでの間，回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	■該当 □非該当	箇条10 箇条17 箇条19	10 入力及び電流（第1 部の箇条10 による。） 17 変圧器及びその関連回路の過負荷保護（第 1 部の箇条17 による。） 19 異常運転（第1 部の箇条19 による。）（第1 部の19.12 ヒューズの特性による。）	

				箇条25	25 電源接続及び外部可とうコード（第1 部の箇条25 による。）	
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は，電気的，磁気的又は電磁的妨害により，安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	■該当 □非該当	箇条19	19 異常運転（第1 部の箇条10 による。）（第1 部の19.11.4 イミュニティ試験による。）	
第十八条	雑音の強さ	電気用品は，通常の使用状態において，放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	■該当 □非該当	－	－	家電機器に対する雑音の強さは，J55014 等の別規格で規定されている。
第十九条	表示等（一般）	電気用品は，安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を，見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	■該当 □非該当	箇条7	7 表示、及び取扱説明又は据付説明（第1 部の箇条7 による。）（第1部の7.14　表示の消えにくさによる。）	
第二十条第1項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	次の各号に掲げる製品の表示は，前条の規定によるほか，当該各号に定めるところによる。 一　扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限り，毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。） 機器本体の見やすい箇所に，明瞭に判読でき，かつ，容易に消えない方法で，次に掲げる事項を表示すること。 (イ)　製造年 (ロ)　設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以	□該当 ■非該当	－	－	長期使用製品安全表示制度については，省令で明確に規定されているため，整合規格は不要。

		下同じ。） (ハ)　設計上の標準使用期間を超えて使用すると，経年劣化による発火，けが等の事故に至るおそれがある旨				
第二十条第2項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	二　電気冷房機（産業用のものを除く。）　機器本体の見やすい箇所に，明瞭に判読でき，かつ，容易に消えない方法で，次に掲げる事項を表示すること。 (イ)　製造年 (ロ)　設計上の標準使用期間 (ハ)　設計上の標準使用期間を超えて使用すると，経年劣化による発火，けが等の事故に至るおそれがある旨	□該当 ■非該当	－	－	同上
第二十条第3項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	三　電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り，産業用のものを除く。）　機器本体の見やすい箇所に，明瞭に判読でき，かつ，容易に消えない方法で，次に掲げる事項を表示すること。 (イ)　製造年 (ロ)　設計上の標準使用期間 (ハ)　設計上の標準使用期間を超えて使用すると，経年劣化による発火，けが等の事故に至るおそれがある旨	□該当 ■非該当	－	－	同上
第二十条第4項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	四　テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り，産業用のものを除く。）　機器本体の見やすい箇所に，明瞭に判読でき，かつ，容易に消えない方法で，次に掲げる事項を表示すること。 (イ)　製造年	□該当 ■非該当	－	－	同上

		(ロ)　設計上の標準使用期間 (ハ)　設計上の標準使用期間を超えて使用すると，経年劣化による発火，けが等の事故に至るおそれがある旨				